

事 務 連 絡
平成30年8月31日

都道府県医療勤務環境改善担当課 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組 Q&A」について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきており、検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（以下「緊急対策」という。）がとりまとめられ、平成30年3月5日付医政局長通知（平成30年3月5日医政発0305第8号）にて、緊急対策の周知をお願いさせていただいたところです。

緊急対策に掲げられた項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項も含まれており、緊急対策において各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。

今般、これまで緊急対策に関して照会があったものについて、別添のとおり、Q&Aを作成いたしましたので、管内の医療機関への周知をお願い申し上げます。

また、5月18日の医療勤務環境改善担当課長会議でも申し上げました通り、本年10月を目途に厚生労働省として緊急対策の調査を実施する予定です。つきましては、本 Q&A とともに緊急対策について改めて周知に努めて下さいますようお願い申し上げます。

なお、本 Q&A につきましては、「いきサポ」にも掲載する予定です。周知の際には「いきサポ」のご案内もいただきますよう併せてお願い申し上げます。